

# 大阪市立長吉出戸小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「学ぶことに喜びをもち、心豊かにたくましい子どもを育てる」ために「長吉出戸小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① いじめの未然防止について
- ② いじめの早期発見について
- ③ いじめの早期解決について
- ④ 家庭・地域との連携について

## 3. いじめの未然防止についての取組

### ＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくことが求められる。

- 全国・学力学習状況調査の結果、下の学年で習得しておくべき基礎的・基本的事項の定着が不十分でなものがあるので、漢字の読み・書きの繰り返し練習させるとともに、習得した漢字を文や文章の中で適切に使うように指導する。

- 「書くこと」の力を育成する。文と文のつながりを考えながら、接続詞を使って書いたり、自分の考えを明確にしながら一定の条件に合わせて書いたりする活動を多く取り入れた学習を行う。
- 算数の基礎的・基本的な事項を定着させるために、習熟度別少人数授業での繰り返し練習を継続する。
- I C T機器を効果的に活用した授業を実践する。

## (2) 自己有用感を高めるために

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての児童に提供し、児童自己有用感を高められるよう努める。

道徳や普段の学級活動を通じ、自尊感情を高め、心を豊かに育む指導が必要である。学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

## 4. いじめの早期発見についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

定期的なアンケート調査や担任による聞き取り調査、教育相談により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。児童や保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室やスクールカウンセリングの利用、電話相談窓口について広く周知する。

定期的なアンケート調査や担任による聞き取り調査、教育相談以外にも、

- ① 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配る。
- ② 教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩み

を把握する。

- ③ 個人面談や家庭訪問の機会を活用する。  
など、いじめの早期発見の手立てを行う。

これらにより、集まつたいじめに関する情報について、全教職員で共有する。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

#### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。

児童の命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、ただちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### (2) いじめられた児童・その保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方にはあってはならない。また、個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。

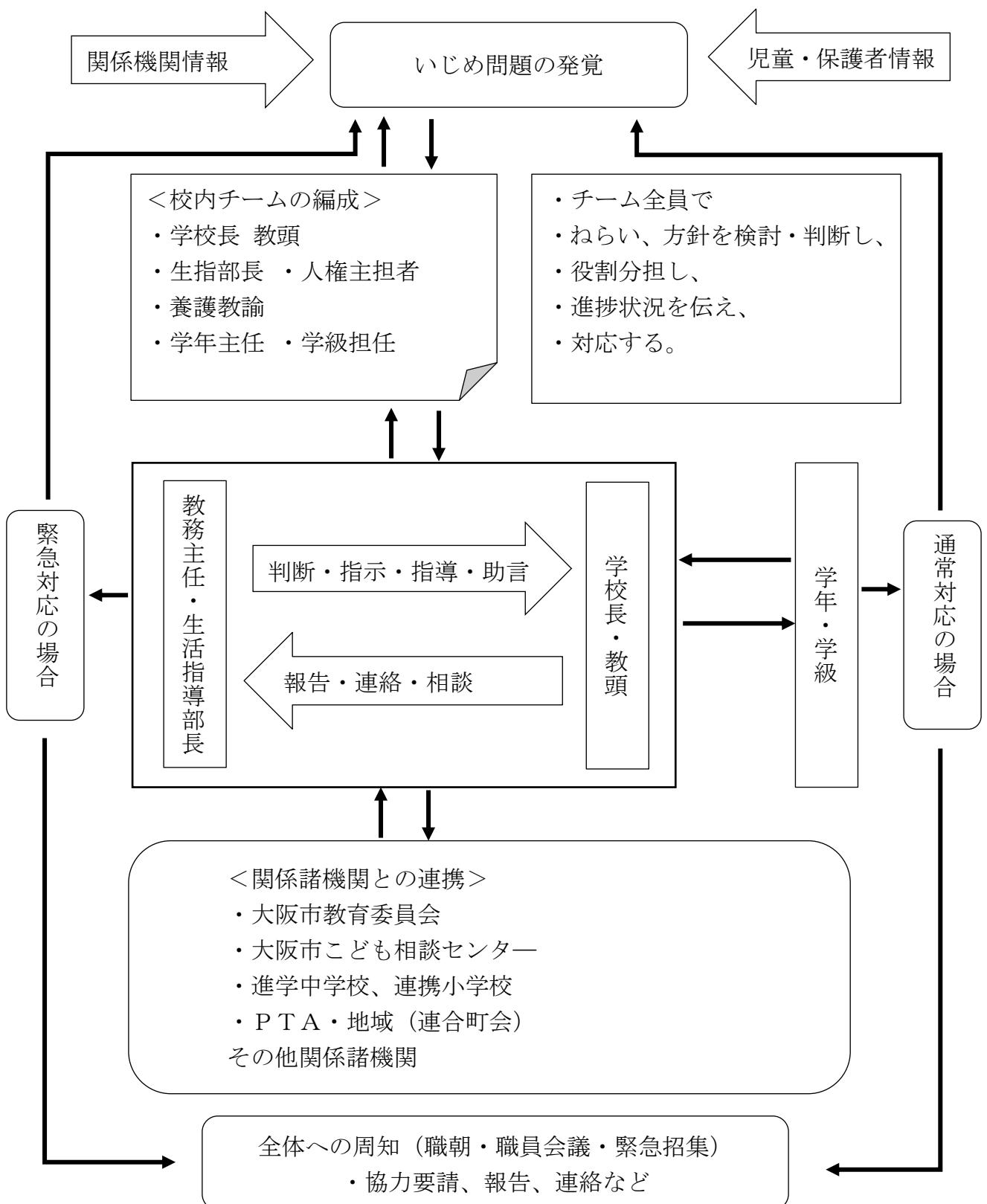
- ① 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ② あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ③ 状況に応じて、心理や福祉の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

(3) いじめた児童への指導またはその保護者への助言

- ① いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行う。
- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ 必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をする。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱いなど、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織



## 【年間計画】

### 【調査等】

- ① 児童生徒対象いじめアンケート調査  
年3回（6月・11月・2月）
- ② 学級担任による児童生徒からの聞き取り調査  
年3回（6月・11月・2月）
- ③ 学校アンケート（児童・保護者）  
年1回（1月）

### 【研修会】

- ・事例研修会（学期に2回）
- ・人権教育研修会（9月）
- ・人権教育実践交流会（11月）

## 7. 保護者や地域・関連機関との連携

学校基本方針について地域・保護者の理解を得るようとする。

- ① 学校基本方針について学校協議会や地域力活動協議会・町会定例会への提案を行い、協力していただける体制を構築する。
- ② 学校基本方針についてPTA役員会・総会等での周知、学校だより等での情報発信を行う。

情報発信、提案、参加要請などの学校からの働きかけにより、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめ問題についてPTA・地域・関連諸機関と連携した対策がとれるようとする。

## 8. 取組内容の検証

「運営の計画」の中間評価・最終評価の折に振り返りを行い、未然防止・再発防止に関する改善点を協議する機会とする。